

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年11月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川西下地区	坂出市建設経済部産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 高屋古田下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高屋國木地区	〃
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西分地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新開北地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東股地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 今井下番地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西梶西地区	〃
坂出市鎌田池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 八幡池地区	〃